

## 河川保全区域について

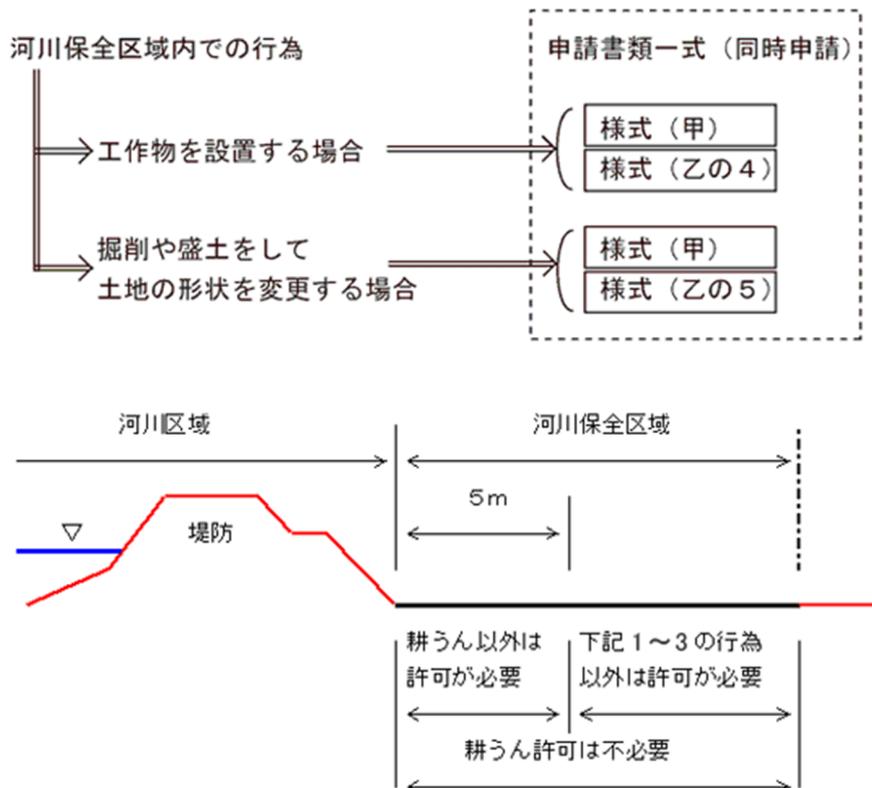
### 【河川保全区域とは】

堤防や護岸に隣接する土地が、河川管理者に何の断りもなく掘削されたり、重量建造物や漏水の恐れのあるものが設置されると堤防や護岸、水門等の河川管理施設に支障となる恐れがあります。そこで、河川区域外の土地であっても一定の行為を制限する必要がある区域に河川保全区域の指定を行っています。

長野県においては、信濃川水系、関川水系等の一級河川の河川保全区域は、河川区域から18m以内となっています。

この河川保全区域内においては、次の行為を行う場合には、申請していただき、許可を受けていただく必要があります。

- 土地の掘削、盛土または切土等の土地の形状を変更する場合
- 工作物の新築または改築をしようとする場合



### 【河川保全区域における行為で許可を要しないもの】

- 耕うん
- 河川管理施設（護岸、堤防等）から距離が5mを超える土地における行為のうち、次のものは許可を必要としません。
  - 1 堤内の土地における地表から高さ3m以内の盛土（堤防に沿う長さが20m以上のものを除く）
  - 2 堤内の土地における地表から深さ1m以内の土地の掘削又は切土
  - 3 堤内の工作物の新築または改築。

これに該当する工作物（コンクリート造、石造等の堅固なもの及び貯水池、水路等水が浸透する恐れがあるものを除く）は木造、プレハブ、軽量鉄骨、ブロック造等の堅固でないもの。

# 河川法第55条の主な行為の例

河川保全区域のうち、官民境界線から5mを超える土地については、河川法施行令第34条に基づき、許可を要する行為が緩和されています。

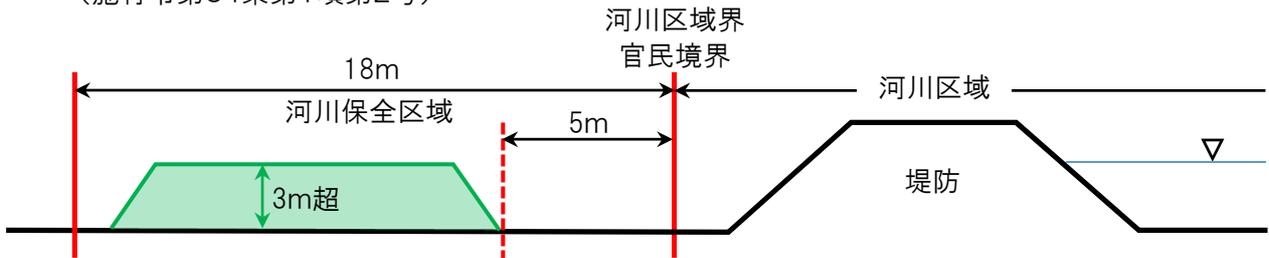
官民境界線から5mを超える土地においても、許可が必要となるのは、以下の行為です。

詳細については、お問い合わせをお願いします。

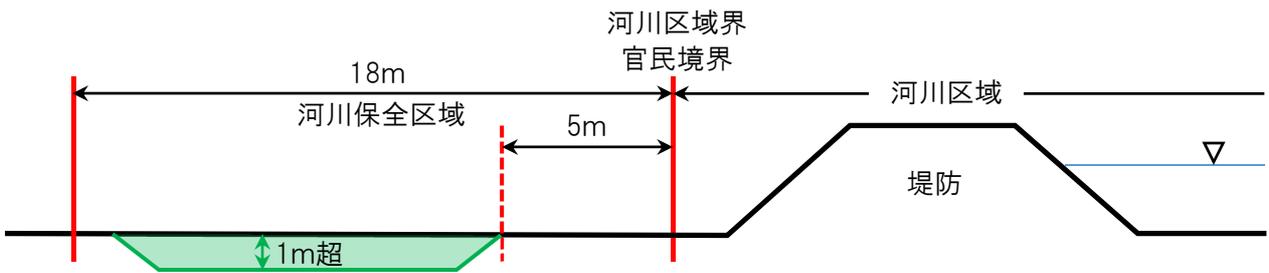
## 1 盛土・掘削等土地の形状変更に関するもの

(1) 地表から高さ3mを超える盛土(3m以内であっても、堤防に沿って20m以上行うもの)は許可が必要です。

(施行令第34条第1項第2号)

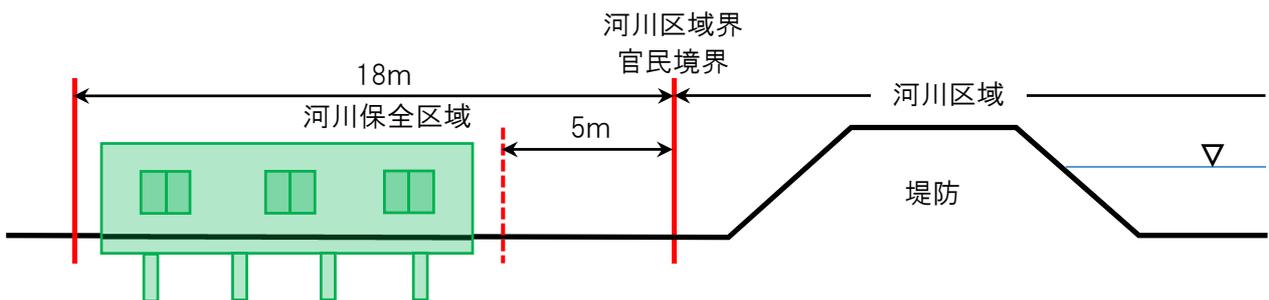


(2) 地表から1mを超える掘削又は切土は許可が必要です。(施行令第34条第1項第3号)



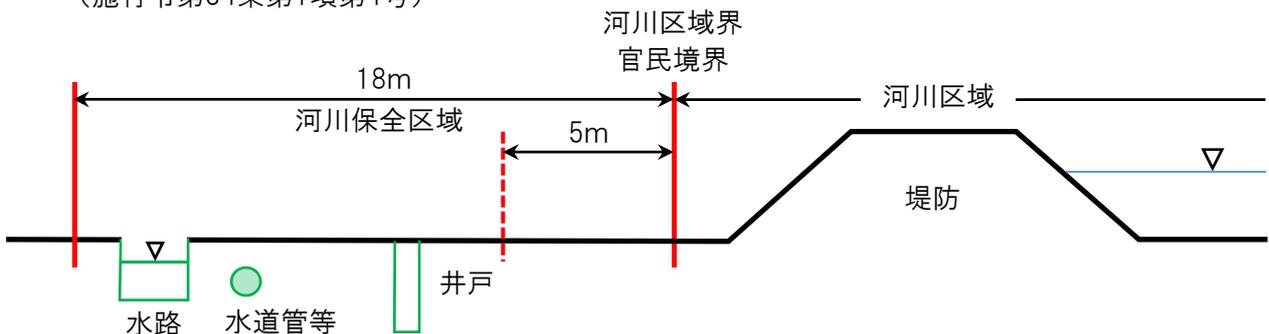
## 2 工作物の新改築に係るもの

(1) コンクリート造、石造、れんが造等堅固なものは許可が必要です。(施行令第34条第1項第4号)



(2) 貯水池、水槽、井戸、水路等水が浸透するおそれのあるものは許可が必要です。

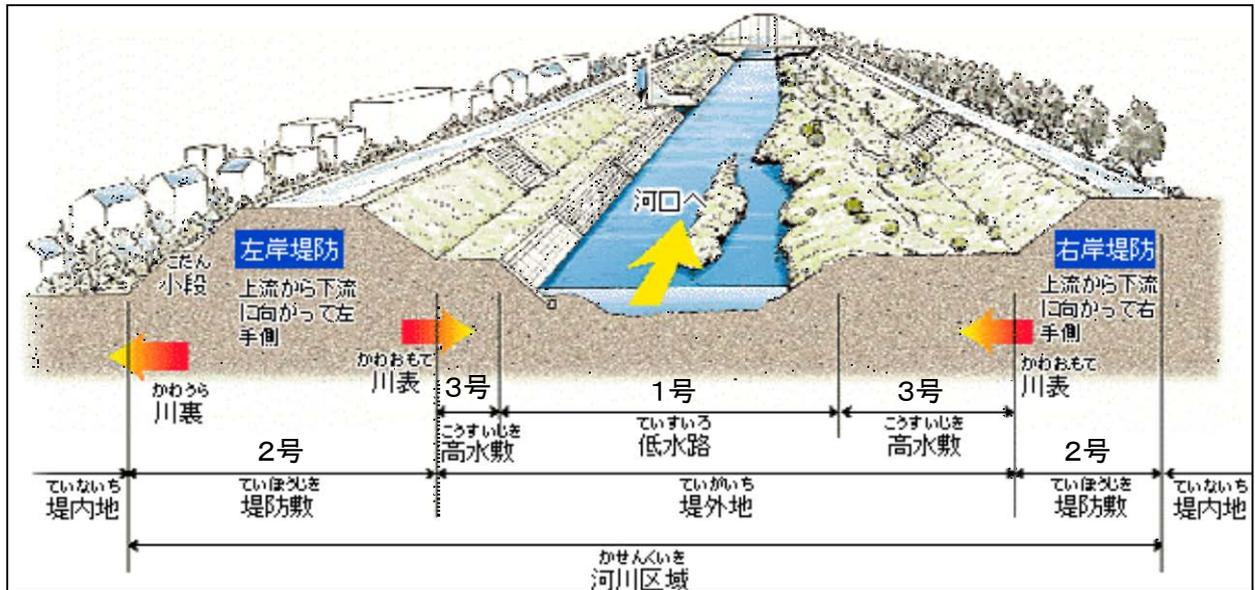
(施行令第34条第1項第4号)





# 河川区域について

## 1 河川区域の種類



### (1) 1号地(河状を呈している土地の区域)

- ア 流水が継続して存する土地
- イ 草木の生茂の状況、その他の状況が上記に類する状況を呈している土地
- ウ 河岸の土地(天然河岸、人工河岸)
- エ ダムの場合、常時満水位における水面が土地に接する線によって囲まれる地域内の土地

### (2) 2号地(河川管理施設の敷地である土地の区域)

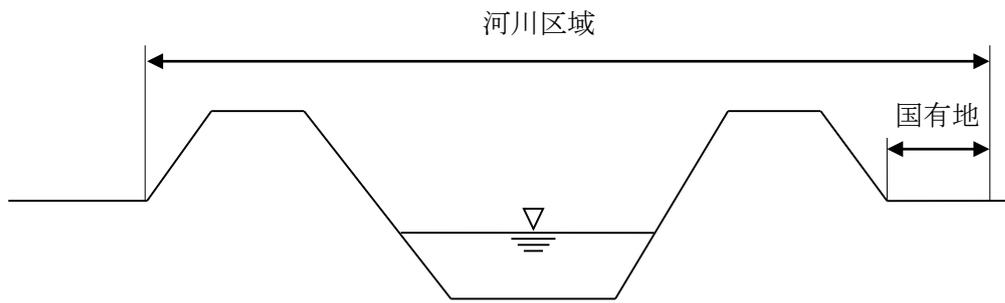
- ア ダム、堤防、護岸等の河川管理施設の敷地
- イ 樹林帯区域
- ウ 高規格堤防特別区域

### (3) 3号地(河川管理者の指定によって定まる河川区域)

- ア 堤外の土地のうち、河状を呈している土地の区域ではないが、いわゆる高水敷地の部分あるいは山付き堤の箇所のように機能的に堤外地に類する土地
- イ 地形上堤防が設置されているのと同じ状況を呈している土地のうち、堤防に隣接する土地又は当該土地若しくは堤防の対岸に存する土地
- ウ 土地と河状を呈する土地との間に存する土地
- エ ダムによって貯留される流水の最高の水位における水面が土地に接する線によって囲まれる地域内の土地
- オ 河川整備計画において、計画高水流量を低減するものとして定められた遊水地

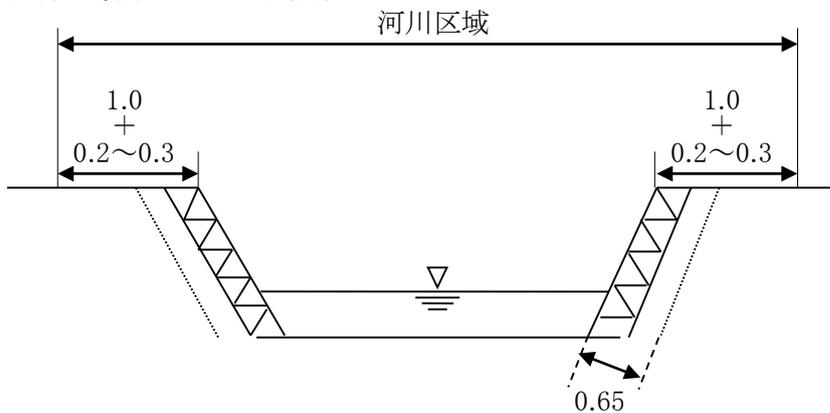
## 2 河川区域の具体的取扱い

### (1) 両岸に堤防がある場合



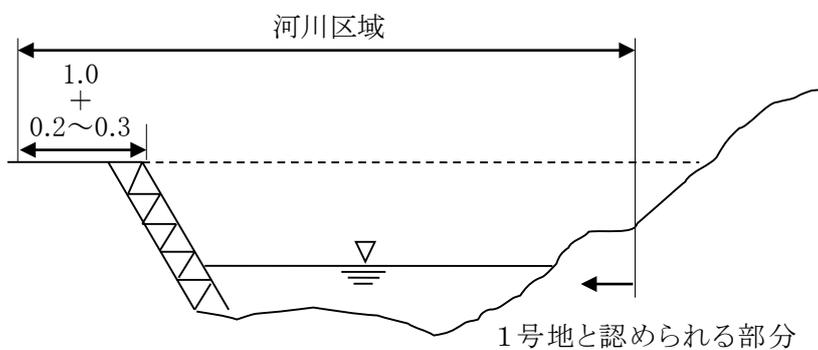
堤防裏法尻とするが、堤防側帯として堤内地側に河川管理者が権原を有する国有地が確保されている場合は、側帯部分も河川区域とする。

### (2) 両岸に護岸のみがある場合



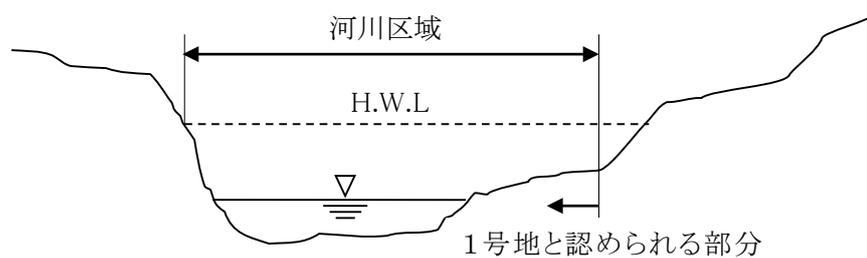
護岸にはある程度の背後地が必要であり、用地取得の際には一般的に20~30 cmの背後地を含めて買収しているので、ブロック積等及び裏込材幅(概ね1.0m)に20~30 cmを加えた範囲を河川区域とする。

### (3) 片岸に護岸があり、対岸が無堤になっている場合



護岸天端高から対岸へ水平に延長した線上を目安として、当該河川の状況に応じて1号地と認められる部分を河川区域とする。

(4) 両岸とも無堤の場合



一律に H.W.L 以下を河川区域とすることは適当ではないので、H.W.L を目安として、当該河川の状況に応じて1号地と認められる部分を河川区域とする。